

〔平 12 . 4 . 18〕
〔基 小 17 - 4〕

地 方 税 関 係 資 料

（ 消 費 課 税 等 ）

消費課税の概要

税 目 等	課税対象	平成12年度	
		収入見込額	構成比
地 方 税 収 入 計		億円 350,568	% 100.0
消 費 課 税 計		75,051	21.4
道府県・消費課税計		64,758	18.5
地方消費税	資産の譲渡等	25,438	7.3
道府県たばこ税	製造たばこ	2,875	0.8
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	827	0.2
特別地方消費税	飲食、宿泊等	146	0.0
自動車税	自動車	17,894	5.1
鉱 区 税	鉱 区	4	0.0
狩猟者登録税	狩猟者の登録	17	0.0
自動車取得税	自動車の取得	4,556	1.3
軽油引取税	軽油の引取り	12,989	3.7
入 猟 税	狩猟者の登録	12	0.0
市町村・消費課税計		10,293	2.9
軽自動車税	軽自動車等	1,211	0.3
市町村たばこ税	製造たばこ	8,836	2.5
鉱 産 税	鉱物の掘採事業	15	0.0
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯行為	231	0.1

注1.「平成12年度収入見込額」は、平成12年度地方財政計画額である。

注2. 消費課税に分類される税目は、OECD歳入統計の区分による。

注3. 特別地方消費税については平成12年4月1日から廃止されたが、経過措置による収入見込額を計上している。

地方消費税の概要

〔 地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成6年秋の税制改革において創設され、平成9年4月1日から施行されたものである。〕

1 課税団体	都道府県
2 納税義務者	譲渡割 課税資産の譲渡等を行った事業者 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者
3 課税標準	消費税額
4 税率	100分の25（消費税率換算1%）
5 申告納付等	譲渡割 当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付等 貨物割 国（税関）に消費税と併せて申告納付等
6 清算・交付	都道府県は、国から払い込まれた地方消費税相当額について、商業統計の小売年間販売額その他消費に関連した基準によって都道府県間において清算 清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市区町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付
7 税 収	平成10年度決算額 2兆5,504億円 平成12年度収入見込額 2兆5,438億円（増へ-ス）

※ 地方消費税の清算の基準

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計）」＜平成9年6月1日現在＞と 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」 ＜平成6年11月1日現在＞の合算額	6 / 8
「人口（国勢調査）」＜平成7年10月1日現在＞	1 / 8
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 8

※ 地方消費税の交付の基準

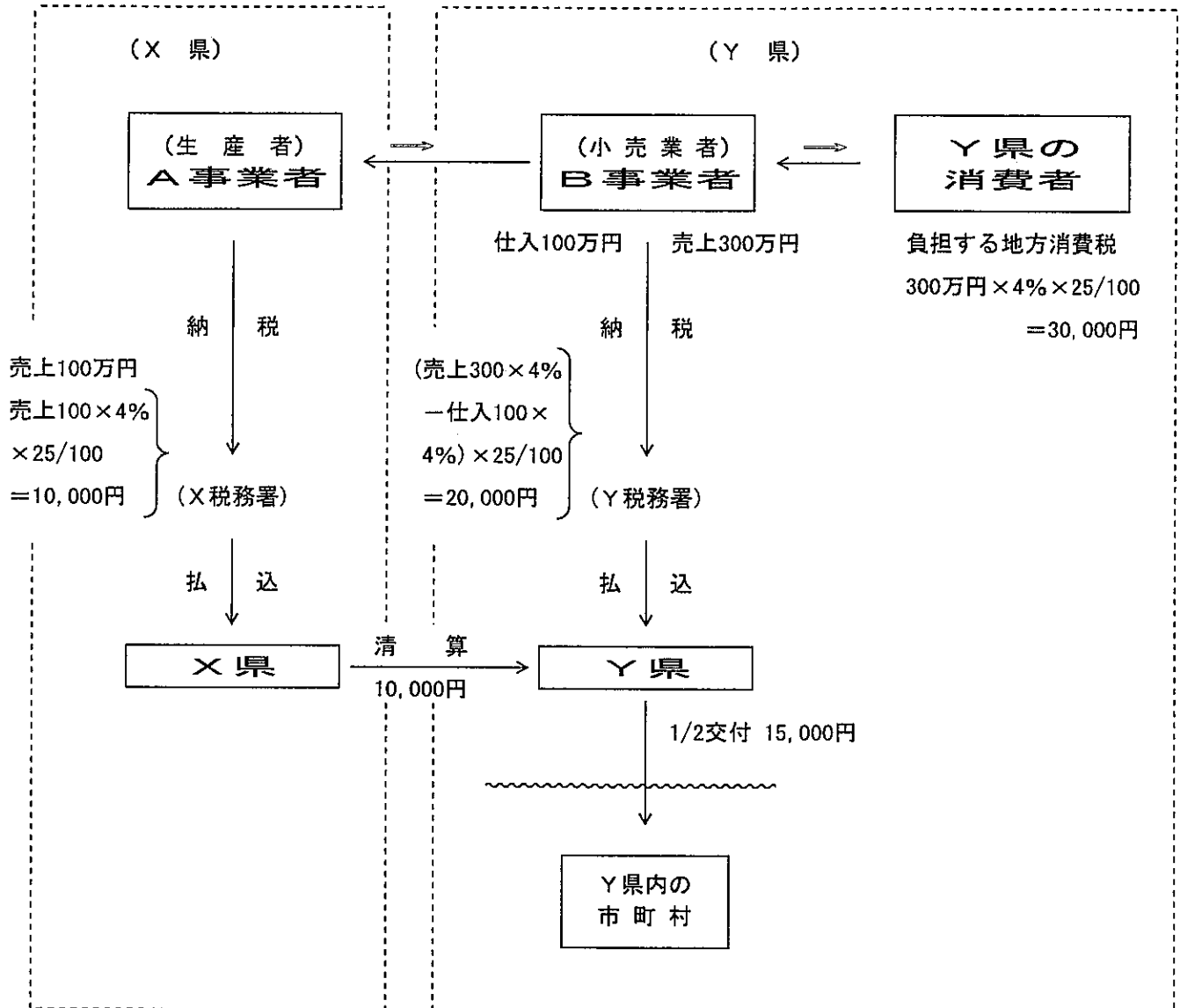
指 標	ウエイト
「人口（国勢調査）」＜平成7年10月1日現在＞	1 / 2
「従業者数（事業所・企業統計）」＜平成8年10月1日現在＞	1 / 2

地方消費税の仕組み

(譲渡割の例)

⇒ 財・サービスの流れ

→ 資金の流れ



- ① 都道府県が課税。(当分の間、国(税務署)が消費税と併せて賦課徴収)
- ② 事業者は、国(税務署)に申告書を提出して納税。
- ③ 国は、委託をした都道府県に地方消費税を払い込む。
- ④ 各都道府県は、その税収を消費関連の基準で各都道府県間で清算する。
- ⑤ 各都道府県は、域内市町村に清算後の収入の1/2を交付する。

地方消費税に関する税制調査会答申

「平成7年度の税制改正に関する答申」(平成6年12月)(抄)

第一章 税制改革関連法の成立

- 1 今般の税制改革は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得・消費・資産等の間における均衡がとれた税体系を国税・地方税を通じて構築する観点から、個人所得課税の累進的緩和等を通ずる負担軽減を行うとともに、消費税について、中小事業者に対する特例措置等を改革し、税率の引き上げにより消費課税の充実を図るほか、地方税源の充実を図るため、地方消費税を創設するものと位置づけられている。

(略)

4 (略)

今般創設されることとなった地方消費税については、現実的な解決策として地方消費税の税収を消費基準に基づいて各都道府県間で清算することとされ、これにより税の帰属地と消費地を一致させることとし、現行消費税の課税根拠との整合性を図ることとしている。

こうした制度的な対応が行われていることを踏まえると、今般創設されることとなった地方消費税は、地方分権を推進し、地域福祉を充実するための地方税源充実の具体的方策として、租税理論(注)の観点からも一定の工夫が行われていることから、評価し得るものと考えられる。

(注) 略

(略)

「平成9年度の税制改正に関する答申」(平成8年12月)(抄)

一 基本的考え方

1 消費税率の引上げ及び地方消費税の創設

平成9年4月からの消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)の5%への引上げは、平成6年秋の税制改革において、所得税・個人住民税の恒久的な制度減税(3.5兆円規模の負担軽減)と概ね見合うものとして一体的に措置された。この税制改革は、制度面から我が国経済社会の構造改革を進めるものである。

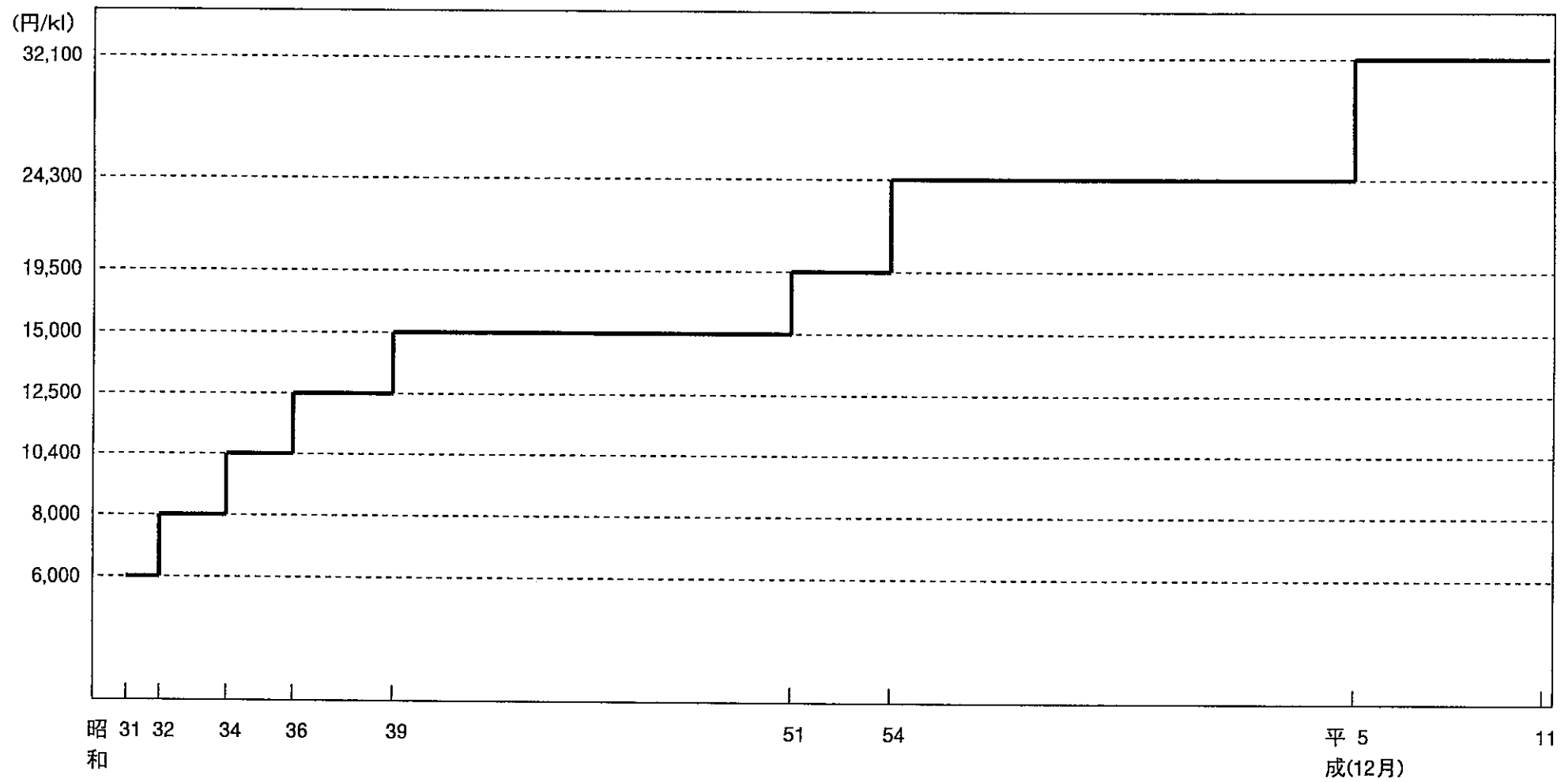
(略)

また、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成9年4月に消費譲与税に代えて地方消費税が創設されることとなっており、地方税源の充実が図られている。

軽油引取税の概要

課 税 主 体	都道府県
課 税 客 体	元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの
納 税 義 務 者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者
課 税 標 準	軽油の数量
税 率	１キロリットルにつき３２，１００円 (平成１５年３月３１日までの暫定税率)
使 途	道路に関する費用
交 付 金	指定市を包括する道府県は、軽油引取税の税収の９０％を、その道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道及び道府県道の面積等に基づいてあん分し、指定市に交付
税 収	１２，８４１億円（平成１０年度決算額）

軽油引取税の税率の推移



自動車税の概要

課税主体

都道府県

課税客体

普通自動車及び小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）

納税義務者

自動車の所有者

税率（標準税率）

区 分	営 業 用	自 家 用
乗用車 （三輪の小型自動車に属するものを除く） 総排気量 1,000cc以下	7,500円	29,500円
1,000cc超 1,500cc以下	8,500円	34,500円
1,500cc超 2,000cc以下	9,500円	39,500円
2,000cc超 2,500cc以下	13,800円	45,000円
2,500cc超 3,000cc以下	15,700円	51,000円
3,000cc超 3,500cc以下	17,900円	58,000円
3,500cc超 4,000cc以下	20,500円	66,500円
4,000cc超 4,500cc以下	23,600円	76,500円
4,500cc超 6,000cc以下	27,200円	88,000円
6,000cc超	40,700円	111,000円
トラック	18,500円	25,500円
バス 一般乗合用	14,500円	49,000円
一般乗合用以外	38,000円	
三輪の小型自動車	4,500円	6,000円
上記の区分以外の自動車	各都道府県において条例で定める額	

徴収方法

普通徴収

（新規登録については、原則として証紙徴収）

税 収

17,369億円（平成10年度決算額）

軽自動車税の概要

課税主体 市町村

課税客体 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

納税義務者 軽自動車等の所有者

税率（標準税率）

区 分		年税額
原動機付自転車	(イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（(ニ)に掲げるものを除く。）	1,000円
	(ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	1,200円
	(ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1,600円
	(ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの	2,500円
軽自動車及び小型特殊自動車	(イ) 二輪のもの（側車付きのものを含む。）	2,400円
	(ロ) 三輪のもの	3,100円
	(ハ) 四輪以上のもの 乗用のもの 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用のもの 営業用 3,000円 自家用 4,000円	
	二輪の小型自動車	4,000円

徴収方法 普通徴収

税 収 1,159億円（平成10年度決算額）

自動車取得税の概要

課税主体	都道府県
課税客体	自動車の取得
納税義務者	自動車の取得者
課税標準	自動車の取得価額
免税点	50万円 ※平成15年3月31日までの暫定措置（本則15万円）
税率	自家用の自動車で軽自動車以外のもの・・・5% ※平成15年3月31日までの暫定税率（本則税率3%） 営業用の自動車・軽自動車・・・・・・・・・・3%
使途	道路に関する費用（道路目的財源） （市町村の道路目的財源として税收の70%を市町村へ交付）
税收	4,973億円（平成10年度決算額）

消費課税における特定財源の概要（地方税：平成 12 年度地方財政計画ベース）

税 目	課 税 物 件	税 率	税 収 の 使 途	平成 12 年度 収入見込額
自動車取得税	自動車の取得	○自家用 5 % （特例税率：～平成 15.3.31） ○軽自動車及び営業用 3 %	道 路 財 源	億円 4,556
軽油引取税	軽油の引取り	1 キロリットルにつき 32,100 円 （特例税率：～平成 15.3.31）	道 路 財 源	12,989
入 猟 税	狩猟者の登録	○甲種又は乙種狩猟免許に係る登録 6,500 円 ○丙種狩猟免許に係る登録 2,200 円	鳥獣の保護及び狩猟に関する経費	12
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯行為	1 人 1 日につき 150 円	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用	231
計				17,788

注. 「平成 12 年度収入見込額」は、平成 12 年度地方財政計画額である。

道路整備五箇年計画と関連する自動車関係諸税の税率の推移

年度	道路整備五箇年計画	年度	地方税					自動車重量税 (例：乗用車(自家用) 円/車両重量0.5t・年)
			軽油引取税 (円/ℓ)	自動車取得税	揮発油税 (円/ℓ)	地方道路税 (円/ℓ)	石油ガス税 (円/kg)	
昭和29	第1次 S29～33年度 (2,600億円)	昭和29			(4月) 13.0			
30		30			(8月) 11.0	(8月) 2.0(創設)		
31	第2次 S33～37年度 (1兆円)	31	(6月) 6.0(創設)					
32		32	(4月) 8.0		(4月) 14.8	(4月) 3.5		
33	第3次 S36～40年度 (2兆1,000億円)	33						
34		34	(4月) 10.4		(4月) 19.2			
35	第4次 S39～43年度 (4兆1,000億円)	35						
36		36	(5月) 12.5		(4月) 22.1	(4月) 4.0		
37	第5次 S42～46年度 (6兆6,000億円)	37						
38		38						
39	第6次 S45～49年度 (10兆3,500億円)	39	(4月) 15.0		(4月) 24.3	(4月) 4.4		
40		40					(2月) 5.0(創設)	
41	第7次 S48～52年度 (19兆5,000億円)	41					(1月) 10.0	
42		42						
43	第8次 S53～57年度 (28兆5,000億円)	43		(7月) 3%(創設)			(1月) 17.5	
44		44						
45	第9次 S58～62年度 (38兆2,000億円)	45						(12月) 2,500(創設)
46		46						
47	第10次 S63～H4年度 (53兆円)	47		(4月) 5%(自家用で軽自以外)	(4月) 29.2	(4月) 5.3		(5月) 5,000
48		48						
49	第11次 H5～9年度 (76兆円)	49	(4月) 19.5	(4月) ○	(7月) 36.5	(7月) 6.6		(5月) 6,300
50		50						
51	新 H10～14年度 (78兆円)	51	(4月) ○	(4月) ○	(4月) ○	(4月) ○		(5月) ○
52		52	(6月) 24.3	(4月) ○	(6月) 45.6	(6月) 8.2		
53		53		(4月) ○				(5月) ○
54		54		(4月) ○				(5月) ○
55		55		(4月) ○				(5月) ○
56		56		(4月) ○				(5月) ○
57		57		(4月) ○				(5月) ○
58		58		(4月) ○				(5月) ○
59		59		(4月) ○				(5月) ○
60		60		(4月) ○				(5月) ○
61		61		(4月) ○				(5月) ○
62		62		(4月) ○				(5月) ○
63		63		(4月) ○				(5月) ○
平成元		平成元						
2		2						
3		3						
4		4						
5		5	(12月) 32.1	(4月) ○	(12月) 48.6	(12月) 5.2		(5月) ○
6		6						
7		7						
8		8						
9		9						
10		10	(4月) ○	(4月) ○	(4月) ○	(4月) ○		(5月) ○
11		11						
12		12						
13		13						
14		14						

(注) 1 □……地方税法附則又は租税特別措置法による暫定税率の創設又は引上げを示す。

2 ○……地方税法附則又は租税特別措置法による暫定税率の延長を示す。

3 現行暫定税率の適用期限は平成14年度末(自動車重量税については平成15年4月末)である。

4 地方道路税は、税収の全額が地方道路譲与税として、石油ガス税は税収の1/2が石油ガス譲与税として、自動車重量税は税収の1/4が自動車重量譲与税として地方公共団体に譲与される。

地方公共団体の環境保全対策

地方公共団体の環境保全対策（平成10年度環境白書より）

地方公共団体においては、環境保全に関連した条例等の下、

- ・廃棄物・リサイクル対策
- ・環境影響評価の推進・制度化の検討
- ・環境負荷の少ないエネルギーの導入促進
- ・自動車利用の合理化指導
- ・低公害車の利用
- ・交通基盤の整備
- ・生活排水対策の推進
- ・生活騒音対策
- ・緑化の推進
- ・トラスト制度等による緑の保全

等の施策を実施

◎都道府県・政令指定都市における環境基本条例、環境総合計画制定状況

（平成10年3月末現在）

環境基本条例制定状況（既制定数）		環境総合計画策定状況（既制定数）	
都道府県	政令指定都市	都道府県	政令指定都市
40	10	41	11

◎市町村の環境保全関連条例制定状況

（平成10年3月末現在）

総合的な環境条例 制定市町村数	公害防止条例 制定市町村数	自然環境保全条例 制定市町村数
264	622	274

◎環境影響評価に係る条例・要綱等の制定状況

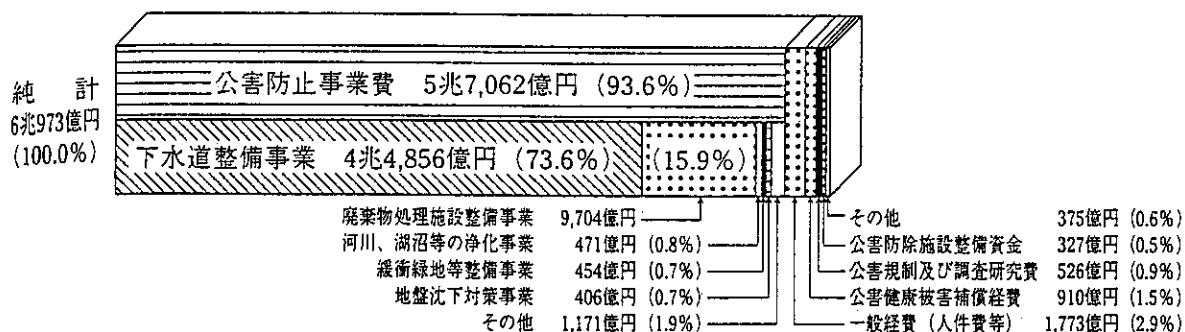
（平成11年3月末現在）

条例制定団体数		要綱等制定団体数	
都道府県	政令指定都市	都道府県	政令指定都市
32	11	14	0

（参考）

地方の環境保全対策経費の状況（平成10年度決算額、地方財政の状況（平成12年3月）より）

6兆973億円（都道府県1兆3,455億円、市町村4兆7,518億円）



環境基本法(平成5年法律第91号)(抄)

第7節 地方公共団体の施策

第36条 地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

(参 考)

第5節 国が講ずる環境の保全のための施策等

- 第19条 (国の施策の策定等に当たっての配慮)
- 第20条 (環境影響評価の推進)
- 第21条 (環境の保全上の支障を防止するための規制)
- 第22条 (環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)
- 第23条 (環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)
- 第24条 (環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
- 第25条 (環境の保全に関する教育、学習等)
- 第26条 (民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)
- 第27条 (情報の提供)
- 第28条 (調査の実施)
- 第29条 (監視等の体制の整備)
- 第30条 (科学技術の振興)
- 第31条 (公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

地方税と環境の関わり

- 1 課税目的は異なるが、結果として環境負荷の軽減となるもの
 - 軽油引取税（道府県税）（軽油引取に対する従量税）
 - 自動車税（道府県税）（排気量によって税率を設定）
 - 軽自動車税（市町村税）（排気量等によって税率を設定）
 - （参考）昭和63年度まで 電気税・ガス税（市町村税）（従量税）

 - 2 環境という政策目的に照らし特例的に税負担の軽減を行うもの
 - 低燃費車、低公害車に係る自動車取得税（道府県税）の軽減措置
 - 公害防止施設・設備、廃棄物再生処理用の機械等に係る固定資産税の軽減措置
 - 公害防止施設の用に供する土地等に係る特別土地保有税の非課税措置
 - 公害防止施設等に係る事業所税の課税標準の特例措置

 - 3 上記のほか地方公共団体が独自に取り組む環境関連の税制（主なもの）
 - 砂利採取税（法定外普通税）
 - 東京都の自動車税に係る不均一課税等の条例（電気自動車、低公害車に対する不均一課税等）
- （参考）地方公共団体が独自に取り組むエネルギー関連の税制（主なもの）
- 核燃料税、核燃料物質等取引税、核燃料等取扱税（法定外普通税）